項　　目	現　　行	改　　正
幽門形成術（粘膜外幽門筋切開術及び腹腔鏡（補助）下によるものを含む。） （区分の見直し）	幽門形成術（粘膜外幽門筋切開術及び腹腔鏡（補助）下によるものを含む。）	幽門形成術（粘膜外幽門筋切開術を含む。）
（区分の新設）	（新設）	腹腔鏡下幽門形成術 15,300点
（区分の新設）	（新設）	内視鏡下食道噴門部縫縮術 12,000点
腹腔鏡下胆管切開結石摘出術 2　胆嚢摘出を含まないもの （点数の見直し）	23,100点	22,700点
胆嚢摘除術(開腹によるもの) （区分の見直し）	胆嚢摘除術（開腹によるもの）　15,200点	胆嚢摘出術　15,200点
腹腔鏡下胆嚢摘出術 （点数の見直し）	22,400点	20,300点
胆嚢悪性腫瘍手術 （項目の見直し）	42,600点	1　胆嚢に限局するもの（リンパ節郭清を含む。）　28,500点 2　肝切除（葉以上）を伴うもの　50,500点 3　膵頭十二指腸切除を伴うもの　65,300点 4　膵頭十二指腸切除及び肝切除（葉以上）を伴うもの　112,000点
胆管悪性腫瘍手術 （点数の見直し）	45,000点	47,200点
体外衝撃波胆石破砕術（一連につき） （注の見直し）	注　消耗性電極を使用した場合は、3,000点を加算する。	（第3節へ移動）
胆管外瘻造設術 （項目の見直し）	1　経腹腔によるもの　12,300点 2　経皮経肝によるもの　11,200点	1　開腹によるもの　12,300点 2　経皮経肝によるもの　10,800点
（区分の新設）	（新設）	経皮的胆管ドレナージ 10,800点

項　　目	現　　行	改　　正
		注　挿入時に行う画像診断及び検査の費用は算定しない。
先天性胆道閉鎖症手術 （点数の見直し）	36,000点 →	37,800点
肝膿瘍切開術 （項目の変更）	1　経腹腔によるもの 9,960点 2　経胸腔によるもの 12,200点 →	1　開腹によるもの 9,960点 2　開胸によるもの 12,200点
肝切除術 1　部分切除 2　区域切除 3　葉切除 4　拡大葉切除 5　拡大葉切除に血行再建を併せ行う場合 （点数の見直し）	 19,600点 22,300点 41,200点 59,000点 65,500点 →	 21,500点 26,300点 49,000点 64,700点 71,700点
（区分の新設）	（新設） →	移植用肝採取術（死体） 56,800点 注　肝提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。
（区分の新設）	（新設） →	同種死体肝移植術 108,600点 注　肝移植者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。
膵体尾部腫瘍切除術 1　膵尾側切除術（腫瘍摘出術を含む。）の場合 2　リンパ節・神経叢郭清等を伴う腫瘍切除術の場合 3　周辺臓器（胃、結腸、腎、副腎等）の合併切除を伴う腫瘍切除術の場合 4　血行再建を伴う腫瘍切除術の場合 （点数の見直し）	 19,200点 28,600点 33,300点 38,100点 →	 21,200点 30,000点 35,000点 40,000点

項　　目	現　　行	改　　正
膵頭部腫瘍切除術		
1　膵頭十二指腸切除術の場合	52,600点	55,200点
2　リンパ節・神経叢郭清等を伴う腫瘍切除術の場合又は十二指腸温存膵頭切除術の場合	62,900点	66,000点
3　周辺臓器（胃、結腸、腎、副腎等）の合併切除を伴う腫瘍切除術の場合	66,200点	69,500点
4　血行再建を伴う腫瘍切除術の場合	69,400点	72,900点
（区分の新設）	（新設）	膵管誘導手術　13,500点
（区分の新設）	（新設）	移植用膵採取術（死体） 46,800点 注　膵提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。
（区分の新設）	（新設）	同種死体膵移植術 88,600点 注　膵移植者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。
（区分の新設）	（新設）	移植用膵腎採取術（死体） 70,000点 注　膵腎提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。
（区分の新設）	（新設）	同種死体膵腎移植術 108,600点 注　膵腎移植者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。
腹腔鏡下脾摘出術 （点数の見直し）	23,500点	28,500点
腹腔鏡下腸管癒着剥離術 （点数の見直し）	15,300点	16,600点

項　　目	現　　行	改　　正
小腸切除術 （注の変更）	注　自動縫合器を使用した場合は、2,500点を加算する。	（第３節へ移動）
虫垂切除術 （点数の見直し）	6,420点	6,210点
結腸切除術 （項目の見直し） （注の変更）	3　全切除、亜全切除又は悪性腫瘍手術（腹腔鏡（補助）下によるものを含む。） 注　結腸の全切除、亜全切除又は悪性腫瘍手術を行うに当たって自動縫合器を使用した場合は、2,500点を加算する。	3　全切除、亜全切除又は悪性腫瘍手術 （第３節へ移動）
腹腔鏡下結腸切除術 （点数の見直し）	26,900点	35,700点
（区分の新設）	（新設）	腹腔鏡下結腸悪性腫瘍切除術　41,700点
（区分の新設）	（新設）	ピックレル氏手術13,700点
（区分の新設）	（新設）	内視鏡的大腸ポリープ切除術　5,360点
（区分の新設）	（新設）	内視鏡的結腸異物摘出術　5,360点
先天性巨大結腸症手術（内視鏡下によるものを含む。） （区分の見直し） （注の変更）	先天性巨大結腸症手術（内視鏡下によるものを含む。）　32,700点 注　自動吻合器又は自動縫合器を使用した場合は、2,500点を加算する。	先天性巨大結腸症手術　32,700点 （第３節へ移動）
（区分の新設）	（新設）	腹腔鏡下先天性巨大結腸症手術　42,300点
人工肛門修整術 （項目の名称見直し）	人工肛門修整術	人工肛門形成術 1　開腹を伴うもの　8,400点
直腸切除・切断術 （項目の見直し） （注の変更）	1　切除術（腹腔鏡下によるものを含む。）　27,000点 2　低位前方切除術（内視	1　切除術　27,000点 2　低位前方切除術

項　　目	現　　行	改　　正
	鏡下によるものを含む。） 44,200点 注　自動吻合器又は自動縫合器を使用した場合は、5,500点又は2,500点をそれぞれ加算する。	44,200点 （第3節へ移動）
（区分の新設）	（新設）	腹腔鏡下直腸切除術 42,100点
（区分の新設）	（新設）	腹腔鏡下直腸低位前方切除術　53,400点
直腸脱手術 （項目の見直し）	1　経肛門によるもの 7,370点	1　経会陰によるもの 7,370点
痔核手術（脱肛を含む。） （項目の見直し）	1　硬化療法　1,380点	1　硬化療法　1,380点 2　硬化療法（四段階注射法によるもの）　2,800点
（区分の新設）	（新設）	肛門括約筋切開術　1,380点
（区分の新設）	（新設）	脱肛根本手術　5,360点
（区分の新設）	（新設）	痔核手術後狭窄拡張手術 5,360点
（区分の新設）	（新設）	モルガニー氏洞及び肛門管切開術　3,750点
（区分の新設）	（新設）	肛門部皮膚剝離切除術 3,750点
（区分の新設）	（新設）	高位直腸瘻手術　7,400点
鎖肛手術 （項目の見直し）	3　仙骨会陰式　20,800点 4　腹会陰、腹仙骨式（腹腔鏡（補助）下によるものを含む。）　37,900点	3　仙骨会陰式　21,800点 4　腹会陰、腹仙骨式 39,800点
仙尾部奇形腫手術 （点数の見直し）	23,500点	24,700点
（区分の新設）	（新設）	腹腔鏡下鎖肛手術（腹会陰、腹仙骨式）　46,600点
毛巣嚢、毛巣瘻手術 （項目の見直し）	毛巣嚢、毛巣瘻手術 3,680点	毛巣嚢、毛巣瘻、毛巣洞手術　3,680点
第10款　尿路系・副腎		
腹腔鏡下副腎摘出術 （点数の見直し）	30,600点	31,000点
副腎悪性腫瘍手術 （点数の見直し）	34,100点	35,800点

項　　目	現　　行	改　　正
(区分の新設)	(新設)	腎破裂手術　23,800点
経皮的尿路結石除去術（経皮的腎瘻造設術を含む。） （点数の見直し）	17,900点	18,800点
経皮的腎盂腫瘍切除術（経皮的腎瘻造設術を含む。） （点数の見直し）	18,200点	19,100点
経皮的上部尿管拡張術（経皮的腎瘻造設術を含む。） （区分の見直し）	経皮的上部尿管拡張術（経皮的腎瘻造設術を含む。） 9,760点	経皮的尿管拡張術（経皮的腎瘻造設術を含む。） 13,000点
体外衝撃波腎・尿管結石破砕術（一連につき） （注の見直し）	注　消耗性電極を使用した場合は、3,000点を加算する。	（第3節へ移動）
(区分の新設)	(新設)	腹腔鏡下腎部分切除術 28,000点
腎嚢胞切除縮小術（内視鏡下によるものを含む。） （区分の見直し）	腎嚢胞切除縮小術（内視鏡下によるものを含む。 10,500点	腎嚢胞切除縮小術10,500点
(区分の新設)	(新設)	腹腔鏡下腎嚢胞切除縮小術 18,800点
(区分の新設)	(新設)	腹腔鏡下腎摘出術32,100点
腎（尿管）悪性腫瘍手術 （点数の見直し）	31,300点	32,900点
(区分の新設)	(新設)	腹腔鏡下腎（尿管）悪性腫瘍手術　42,300点
腎（腎盂）瘻造設術	腎（腎盂）瘻造設術	（削除）
（区分の新設）	(新設)	腹腔鏡下腎盂形成手術 29,500点
移植用腎採取術（生体） （点数の見直し）	21,700点	22,800点
(区分の新設)	(新設)	移植用腎採取術（死体） 30,000点 注　腎提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。
同種腎移植術 （注の変更）（点数の見直し）	71,200点 注2　死体腎を移植した場合は、70,000点を加算する。	74,800点 注2　死体腎（臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）に規定する脳死した者の身体から採取された腎を除

項　　目	現　　行	改　　正
		く。）を移植した場合は、移植腎の提供のために要する費用として、40,000点を加算する。
ピンハンマー式尿路結石破砕術 （点数の見直し）	10,400点 →	7,000点
（区分の新設）	（新設） →	尿管剝離術　12,400点
（区分の新設）	（新設） →	経尿道的尿管凝血除去術（バスケットワイヤーカテーテル使用）　7,990点
（区分の新設）	（新設） →	経尿道的電気凝固術　9,060点
膀胱単純摘除術 1　腸管利用の尿路変更を行うもの	34,100点 →	35,800点
2　その他のもの （点数の見直し）	25,200点 →	26,500点
（区分の新設）	（新設） →	膀胱後腫瘍摘出術 1　腸管切除を伴わないもの　11,100点 2　腸管切除を伴うもの　17,100点
膀胱悪性腫瘍手術 （項目の見直し）	1　切除　19,700点 2　全摘（腸管等を利用して尿路変更を行わないもの）　32,700点 3　全摘（尿管S状結腸吻合を利用して尿路変更を行うもの）　51,700点 4　全摘（回腸又は結腸導管を利用して尿路変更を行うもの）　62,500点 5　全摘（代用膀胱を利用して尿路変更を行うもの）　65,700点 6　経尿道的手術10,400点 →	1　切除　20,700点 2　全摘（腸管等を利用して尿路変更を行わないもの）　34,300点 3　全摘（尿管S状結腸吻合を利用して尿路変更を行うもの）　54,300点 4　全摘（回腸又は結腸導管を利用して尿路変更を行うもの）　65,600点 5　全摘（代用膀胱を利用して尿路変更を行うもの）　69,000点 6　経尿道的手術10,400点
（注の変更）	注　尿路変更に当たって、自動吻合器又は自動縫合器を使用した場合は、5,500点又は2,500点をそれぞれ加算する。 →	（第3節へ移動）

項　　目	現　　行	改　　正
尿道悪性腫瘍摘出術 （注の変更）	注　尿路変更に当たって、自動吻合器又は自動縫合器を使用した場合は、5,500点又は2,500点をそれぞれ加算する。	（第3節へ移動）
尿道形成手術 1　前部尿道 2　後部尿道 （点数の見直し）	12,500点 20,400点	13,100点 21,400点
尿道下裂形成手術 （点数の見直し）	19,000点	20,000点
（区分の新設）	（新設）	陰茎形成術　20,000点
尿道上裂形成手術 （点数の見直し）	19,000点	20,000点
（区分の新設）	（新設）	尿道狭窄拡張術（尿道バルーンカテーテル）14,200点
（区分の新設）	（新設）	尿道ステント前立腺部尿道拡張術　12,300点
尿失禁コラーゲン注入手術 （区分の見直し）	尿失禁コラーゲン注入手術 13,800点	尿失禁又は膀胱尿管逆流現象コラーゲン注入手術 13,800点
（注の変更）	注　尿失禁コラーゲン注入手術に伴って使用したコラーゲンの費用は、所定点数に含まれるものとする。	注　コラーゲン注入手術に伴って使用したコラーゲンの費用は、所定点数に含まれるものとする。
第11款　男子性器		
（区分の新設）	（新設）	陰茎様陰核形成手術 4,500点
精巣（睾丸）摘出術 （区分の見直し）	精巣（睾丸）摘出術 2,770点	精巣摘出術　2,770点
停留精巣（睾丸）摘出術 （区分の見直し）	停留精巣（睾丸）摘出術 4,830点	停留精巣摘出術　4,830点
腹腔鏡下腹腔精巣摘出術 （区分の見直し）	腹腔鏡下腹腔精巣摘出術 12,100点	腹腔鏡下腹腔内停留精巣摘出術　13,830点
精巣上体（副睾丸）摘出術 （区分の見直し）	精巣上体（副睾丸）摘出術 4,200点	精巣上体摘出術　4,200点
精巣（睾丸）悪性腫瘍手術（両側） （区分の見直し）	精巣（睾丸）悪性腫瘍手術（両側） 1　高位精巣摘出術 9,260点	精巣悪性腫瘍手術　9,260点

項　　目	現　　行	改　　正
	2　その他　40,900点	
停留精巣（睾丸）固定術	停留精巣（睾丸）固定術 8,260点 →	停留精巣固定術　8,260点
（区分の新設）	（新設） →	腹腔鏡下腹腔内停留精巣陰嚢内固定術　18,800点
経尿道的前立腺手術（点数の見直し）	17,100点 →	18,500点
経尿道的前立腺高温度治療（一連につき）	8,550点 →	5,000点
精嚢全摘術（区分の見直し）	精嚢全摘術 →	（削除）
前立腺精嚢悪性腫瘍手術（区分の見直し）	前立腺精嚢悪性腫瘍手術 30,100点 →	前立腺悪性腫瘍手術 31,600点
（区分の新設）	（新設） →	腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術　45,300点
第12款　女子性器		
バルトリン腺嚢胞摘出術・造袋術（区分の見直し）	バルトリン腺嚢胞摘出術・造袋術　2,760点 →	バルトリン腺嚢胞腫瘍摘出術（造袋術を含む。）2,760点
女子外性器悪性腫瘍手術 1　切除 2　皮膚移植（筋皮弁使用）を行った場合 （点数の見直し）	17,900点 26,400点 →	18,800点 27,700点
（区分の新設）	（新設） →	外陰・腟血腫除去術 1,600点
（区分の新設）	（新設） →	癒合陰唇形成手術 1　筋層に及ばないもの 2,330点 2　筋層に及ぶもの 4,430点
腟壁裂創縫合術（分娩時を除く。）（項目の見直し）	1　前又は後壁裂創 2,760点 2　前後壁裂創　4,160点 3　腟円蓋に及ぶ裂創 6,370点 →	1　前又は後壁裂創 2,760点 2　前後壁裂創　4,160点 3　腟円蓋に及ぶ裂創 6,370点 4　直腸裂創を伴うもの 18,900点
腟閉鎖術	2,580点 →	1　中央腟閉鎖術（子宮全

項　　目	現　　行	改　　正
(項目の見直し)		脱)　6,370点 2　その他　2,580点
腟式旁結合織膿瘍切開術 (区分の見直し)	腟式旁結合織膿瘍切開術 2,230点	腟式子宮旁結合織炎(膿瘍)切開術　2,230点
(区分の新設)	(新設)	後腟円蓋切開(子宮外妊娠) 2,230点
腟壁腫瘍摘出術 (区分の見直し)	腟壁腫瘍摘出術　2,540点	腟壁腫瘍術　2,540点
(区分の新設)	(新設)	腟壁嚢腫切除術　2,540点
(区分の新設)	(新設)	腟ポリープ切除術　1,040点
(区分の新設)	(新設)	腟壁尖圭コンジローム切除術　1,040点
腟壁悪性腫瘍手術 (点数の見直し)	21,200点	22,300点
造腟術 (区分の見直し)	造腟術 2　遊離植皮によるもの 10,800点 3　腟断端挙上によるもの 17,500点 4　腸管形成によるもの 23,000点 5　筋皮弁移植によるもの 30,000点	造腟術、腟閉鎖症術 2　遊離植皮によるもの 11,300点 3　腟断端挙上によるもの 18,400点 4　腸管形成によるもの 24,200点 5　筋皮弁移植によるもの 31,500点
(区分の新設)	(新設)	腟断端挙上術(腟式、腹式) 19,500点
腹腔鏡下子宮内膜症病巣除去術 (点数の見直し)	17,100点	19,100点
(区分の新設)	(新設)	子宮腟部冷凍凝固術　990点
子宮頸部切除術 (区分の見直し)	子宮頸部切除術　3,330点	子宮頸部(腟部)切除術 3,330点
(区分の新設)	(新設)	子宮腟部糜爛等子宮腟部乱切除術　470点
(区分の新設)	(新設)	子宮頸部摘出術(腟部切断術を含む)　3,330点
(区分の新設)	(新設)	子宮頸部異形成上皮又は上皮内癌レーザー照射治療 3,330点
腹腔鏡下子宮筋腫核出術 (区分の見直し)	腹腔鏡下子宮筋腫核出術 25,300点	腹腔鏡下子宮筋腫摘出(核出)術　25,300点
(区分の新設)	(新設)	痕跡副角子宮手術 1　腹式　14,500点

項　　目	現　　行	改　　正
		2　腟式　8,450点
(区分の新設)	(新設) →	子宮頸部初期癌又は異形成光線力学療法　8,450点
腹腔鏡下腟式子宮全摘術 (点数の見直し)	29,300点 →	38,500点
広靱帯内腫瘍摘出術(腹腔鏡下によるものを含む。) (区分の見直し)	広靱帯内腫瘍摘出術(腹腔鏡下によるものを含む。) 8,450点 →	広靱帯内腫瘍摘出術 8,450点
(区分の新設)	(新設) →	腹腔鏡下広靱帯内腫瘍摘出術　19,100点
骨盤リンパ節郭清術 (区分の見直し)	骨盤リンパ節郭清術 →	(削除)
(区分の新設)	(新設) →	子宮頸管閉鎖症手術 1　非観血的　180点 2　観血的　3,590点
子宮附属器癒着剥離術(両側) 2　腹腔鏡によるもの (点数の見直し)	18,300点 →	17,900点
卵巣部分切除術(腟式を含む。) 2　腹腔鏡によるもの (点数の見直し)	11,300点 →	12,200点
(区分の新設)	(新設) →	卵管結紮術(腟式を含む。)(両側) 1　開腹によるもの　4,350点 2　腹腔鏡によるもの　12,200点
(区分の新設)	(新設) →	卵管口切開術 1　開腹によるもの　4,350点 2　腹腔鏡によるもの　12,200点
(点数の見直し)	子宮附属器腫瘍摘出術(両側) 2　腹腔鏡によるもの →	子宮附属器腫瘍摘出術(両側) 2　腹腔鏡によるもの

項　　目	現　　行	改　　正
	16,800点	18,600点
(区分の新設)	(新設) →	腹腔鏡下多嚢胞性卵巣焼灼術　12,200点
(区分の新設)	(新設) →	卵管全摘除術、卵管腫瘤全摘除術、子宮卵管留血腫手術（両側） 1　開腹によるもの　9,300点 2　腹腔鏡によるもの　18,600点
子宮附属器悪性腫瘍手術(両側) (点数の見直し)	31,400点 →	33,000点
卵管鏡下卵管形成術 (点数の見直し)	22,700点 →	23,800点
骨盤位娩出術 (点数の見直し)	3,560点 →	3,800点
(区分の新設)	(新設) →	脱垂肢整復術　1,240点
子宮破裂手術 1　子宮全摘除を行うもの 2　子宮腟上部切断を行うもの 3　その他のもの (点数の見直し)	 14,300点 13,200点 8,580点 →	 21,300点 15,800点 8,580点
妊娠子宮摘出術(ポロー手術)	13,200点 →	21,300点
子宮内反症整復手術（腟式、腹式） (項目の見直し)	子宮内反症整復手術(腟式、腹式)　8,180点 →	子宮内反症整復手術(腟式、腹式) 1　非観血的　340点 2　観血的　8,180点
(区分の新設)	(新設) →	子宮内容除去術(不全流産)　1,910点
(区分の新設)	(新設) →	脳死臓器提供管理料　14,200点 注　臓器提供者の脳死後に、臓器提供者の身体に対して行われる処置の費用は、所定点数に含まれる。